

4月から市の組織の一部が変わります

市では、行政課題に的確に対応し、効率よく行政サービスを提供できるように組織 の一部を見直します。なお、今回の見直しで市民生活部を廃止します。

【政策企画課】



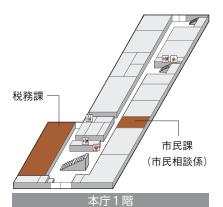
組織と仕事の主な変更内容

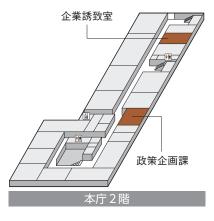
旧組織(3月31日まで)			
部	課		
	危機管理室		
	政策企画室		
総合	秘書広報課		
合政策部	職員課		
	教育福祉連携推進室		
	朝ドラ誘致室		
総務部	総務課		
	財政課		
	管財課		
	債権回収対策室		
	市民課		
市	人権・男女共同推進室		
异	生活環境課		
市民生活部	環境美化センター		
	税務課		
	納税課		
	福祉課		
健	保険年金課		
康福祉部	介護保険課		
	いきいき長寿課		
	健康課		
	こども課		
上	水道経営室		
-水道部	水道施設課		
	下水道課		

新組織(4月1日から)

部	課	変更の概要
総合政策部	政策企画課	●政策企画室を政策企画課へ名称変更し、企
	秘書広報課	画係と地域振興係を新設し、総務課の公共交通・安全係の業務を移管
	職員課	◇西・女主派の未伤を移官 ●危機管理室と人権・男女共同推進室を総合
第一部	危機管理室	政策部へ移管
	人権・男女共同推進室	●教育福祉連携推進室、朝ドラ誘致室を廃止
総務部	総務課	●総務課と管財課を統合
	財政課	●税務課と納税課を統合し、総務部へ移管 ●市民課を総務部へ移管
	税務課	●生活環境課消費生活係の業務を市民課へ移
	市民課	管し、市民相談係に名称変更 ●債権回収対策室を廃止
健康	福祉課	●保険年金課国保賦課係と国保給付係を統合し、国民健康保険係に名称変更●いきいき長寿課をいきいき健康課に名称変
	保険年金課	
	介護保険課	更 ●健康課を廃止し、子育て世代包括支援セン
福	いきいき健康課	ターを新設
部	子育て世代包括支援セ ンター	●こども課こども支援係をこども家庭応援 係に名称変更し、子育て世代包括支援セン ターへ移管
	こども課	
水道環境部	水道経営室	●浄水場を新設
	水道施設課	●下水道課業務計画係を計画係に名称変更
	浄水場	し、維持係と工務係を統合して工務係に名
	下水道課	 称変更
	生活環境課	●生活環境課と環境美化センターを水道環境
	環境美化センター	部へ移管

●案内図(名称または場所の変更があった部署のみ)





子育て世代包括支援センター



保健福祉センター1階

橋本市議会議員一般選挙のお知らせ

4月21日(日)は橋本市議会議員一般選挙の投票日です。棄権することなく投票 しましょう。 【選挙管理委員会】

告示日および投票日時

告示日 4月14日(日)

投票日時 4月21日(日) 午前7時~午後8時 ※杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾の各投票所 の投票時間は、午前7時~午後7時です。

開

開票日時 4月21日(日) 午後9時15分~ 開票場所 市民会館

投票 所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入 場券上に記載された投票所で投票してください。

投票できる人

平成13年4月22日までに生まれた人で、平成 31年1月13日以前から本市の住民基本台帳に記 録され、選挙人名簿に登録されている人。 市外へ転出された人は投票できません。

投票所入場券

投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越 しの際は「投票所入場券」をご持参ください。 なお、「投票所入場券」が届かなかった場合や、 紛失された場合でも選挙人名簿に登録があれば投

票できますので、当日受付で申し出てください。

期日前投票

仕事や用務のため、投票日に投票所へ行けない 人は、事前に期日前投票ができます。

投票期間 4月15日(月)~4月20日(土) 投票時間 午前8時30分~午後8時 投票場所 市役所1階 会議室B

不在者投票

- ①不在者投票ができる施設として指定を受けてい る病院や施設に入院・入所中の人は、その施設 内で不在者投票ができますので、早めに施設へ 申し出てください。
- ②出張などで他の市町村に滞在している人は、橋 本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行 い、交付を受けたうえで滞在地の市町村選挙管 理委員会で不在者投票ができます。
- ③身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有する 人は、障がいの程度により自宅などで郵便によ る不在者投票ができます。また、介護保険法上 の要介護状態区分が「要介護5」の人も郵便投 票ができます。
- ※事前に選挙管理委員会が発行する「郵便等投 票証明書」が必要です。

問い合わせ

橋本市選挙管理委員会 ☎33-1186

4月~5月の大型連休中の業務案内

▼休業期間(4月27日生)~5月6日(月))の取扱業務

●各種届出

婚姻届、離婚届、出生届、死亡届(埋・火葬許 可)などの戸籍届出は、市民課で受け付けます。 ※ただし、転入や転居などの住民異動の届出は できません。

●休日納税相談

- ●相談日時 4月28日(日)
 - 午前8時30分~午後5時
- ●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

●コミュニティバス

4月27日出のみ、通常通り運行します。

●ごみの収集

通常通り収集を行いますので、収集日当日の午前 8時までにごみを出してください。

※エコライフ紀北へのごみの持込みは、日曜日を 除き可能です。

●保健福祉センターの利用

- ●利用可能日時 4月27日(土) 午後1時~
- ・市民活動サポートセンター 午後5時まで
- ・ファミリーサポートセンター 午後6時まで
- ・いきいきルーム 午後5時まで
- ・急速充電ステーション 午後5時15分まで